

保育所等における業務効率化推進事業に関するFAQ

1 共通事項

No	事業名	質問	回答
1.1	共通事項	認可外保育施設や横浜保育室は対象となるか。	本事業では、助成対象とはなりません。
1.2	共通事項	これまでに当該助成金を利用しているが、令和5年度も助成金の申請はできるか。	<p>&lt;これまでに助成金を利用し、保育業務支援システムを導入している場合&gt;                      保育業務支援システムに関する助成金は対象になりません。買替えを行う場合も、対象になりません。                      翻訳機については申請が可能です。</p> <p>&lt;これまでに助成金を利用し、多言語翻訳機を導入している場合&gt;                      多言語翻訳機についての助成金は対象になりません。                      保育業務支援システムについては、申請可能です。</p> <p>※これまでとは、平成28年度・令和3年度・令和4年度に実施した当該助成金を利用している場合です。</p>
1.3	共通事項	保育業務支援システムと翻訳機のどちらも申請することはできるか。	どちらも申請可能な場合、両方に申し込むことができます。 計画書は事業ごとに必要なため、それぞれ1枚ずつ計画書が必要になります。
1.4	共通事項	導入又は購入はいつまでに行う必要があるか。	令和5年4月1日から令和5年12月31日までに導入し、支払いを完了したものが補助の対象になります。
1.5	共通事項	実施計画書の提出前にすでに導入または購入した保育業務支援システムまたは翻訳機等は助成の対象とならないか。	原則として事業実施計画の承認後に契約等を行ったものが対象となりますが、助成の条件に合致するもので、令和5年4月1日以降に契約、購入、導入及び支払いを行ったものであれば、対象となる可能性があります。事前にご相談ください。 (対象となる場合でも、同様に申請手続きを行っていただく必要があります。)

2 保育業務支援システム

No	事業名	質問	回答
2.1	保育業務支援システム	必要な機能要件のうち、すでに1つの機能を導入しているが、今回の助成金を利用し、残り2つの機能を追加したい場合、2つの機能の追加に係る費用について、助成対象となるか。	<p>助成対象となります。</p> <p>これまで助成金を利用せずに、システム導入を行っている場合、3つの機能のうち、必要な機能のみを追加しても、助成の対象となります。</p> <p>※追加機能の種類、数及び端末購入の有無により、助成額は異なります。</p> <p>※必要な機能要件とは、以下の(1)から(3)の機能となります。</p> <p>(1) 保育に関する計画・記録に関する機能                      (2) 園児の登園及び降園の管理に関する機能                      (3) 保護者との連絡に関する機能</p>
2.2	保育業務支援システム	必要な機能要件以外の機能の導入費用も対象となるか。	対象となりません。
2.3	保育業務支援システム	今年度中または令和6年度以降に開設予定の施設及び事業は、助成金交付対象施設となるか。	助成金交付対象施設とはなりません。
2.4	保育業務支援システム	必要な機能要件のうち、すでに1つの機能を導入しているが、そのシステムの利用を終了し、対象の機能を満たしたシステムを新たに導入する場合、対象となるか。	対象となります。
2.5	保育業務支援システム	事業実施計画書の提出前にすでに設置した保育業務支援システムは助成の対象とならないか。	原則として事業実施計画の承認後に契約等を行ったものが対象となりますが、助成の条件に合致するもので、令和5年4月1日以降に契約、購入、導入及び支払いを行ったものであれば、対象となる可能性があります。事前にご相談ください。 (対象となる場合、同様に申請手続きを行っていただく必要があります。)
2.6	保育業務支援システム	事業実施計画書に記入する導入日は、必ず守らなければいけないのか。変更する場合、変更申請は必要か。	あくまで目安の日付で構いません。日にちが確定できない場合は、「9月上旬」などの記載でも問題ありません。 また、実際の導入日が事業実施計画書の日付と異なる場合でも、変更申請は必要ありません。
2.7	保育業務支援システム	本事業は、令和6年度以降も実施されるか。	未定です。
2.8	保育業務支援システム	保育業務支援システムを導入するために必要な備品の購入は助成の対象となるか。	保育業務支援システムの導入にあたって、最低限必要となる備品の購入費は対象となります。

2.90	保育業務支援システム	対象となる経費は何か。	<p>&lt;対象となる経費&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの導入に必要な費用</li> <li>・システムの導入に必要な端末費用</li> <li>・システムの導入に必要なインターネット環境の整備費用</li> <li>・システムの導入に必要な備品の購入費用</li> </ul> <p>&lt;対象とならない経費&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クレジットカードで購入した場合の手数料や振込手数料</li> <li>・月額利用料や保守料などのランニングコスト</li> </ul>				
2.10	保育業務支援システム	保育業務支援システム導入に伴い、システム事業者以外から携帯電話やスマートフォン、タブレットを購入する予定だが、対象経費となるか。	システムを利用するために必要な端末の端末本体費用については対象になります。事務手数料・通信費・スマートフォンに利用するSDカード等の附属品については対象となりません。				
2.11	保育業務支援システム	システムの導入に必要なシステム利用料、保守料は、対象になるか。	利用料や保守料といったランニングコストは対象となりません。				
2.12	保育業務支援システム	園児の登園及び降園の管理に関する機能の導入費用について、金額が不明（他の機能と金額面で不可分）な場合はどうすればよいか。	<p>まずはシステム事業者にお問合せ下さい。</p> <p>問い合わせの結果、システム導入費用について、他の機能と不可分な場合は、以下の金額を上限に、園児の登園及び降園の管理に関する機能分として導入費用を記載してください。</p> <p>（端末導入を伴う場合） 700,000円 （端末導入を伴わない場合） 200,000円</p>				
2.13	保育業務支援システム	園児の登園及び降園の管理に関する機能の導入費用について、なぜ個別に記載する必要があるのか。	<p>本事業は、国の交付要綱に基づき、補助割合を決定しています。令和5年度については、園児の登園及び降園の管理に関する機能の導入に係る費用の補助割合が高くなっており、他の機能の導入費用と分けて計算をする必要があるため、個別に記載することとしています。</p> <p>※補助割合</p> <table border="0"> <tr> <td>園児の登園及び降園の管理に関する機能</td> <td>5分の4</td> </tr> <tr> <td>その他の機能</td> <td>4分の3</td> </tr> </table>	園児の登園及び降園の管理に関する機能	5分の4	その他の機能	4分の3
園児の登園及び降園の管理に関する機能	5分の4						
その他の機能	4分の3						

### 3 多言語翻訳機導入事業

No	事業名	質問	回答
3.1	多言語翻訳機	実施計画書の提出前にすでに購入した翻訳機等は助成の対象とならないか。	原則として事業実施計画の承認後に契約等を行ったものが対象となりますが、助成の条件に合致するもので、令和5年4月1日以降に契約、購入、導入及び支払いを行ったものであれば、対象となる可能性があります。事前にご相談ください。（対象となる場合、同様に申請手続きを行っていただく必要があります。）
3.2	多言語翻訳機	在園児に外国人児童がいない場合も対象になるか。	対象になります。
3.3	多言語翻訳機	複数台購入することは可能か。	必要な台数を複数台購入することは可能ですが、助成金の額に合わせ使用見込みのない台数の購入は行わないでください。
3.4	多言語翻訳機	翻訳機能をアプリ等で利用するため、タブレット等を購入したいが対象となるか。	多言語翻訳機器が対象のため、タブレット等は対象となりません。